

北九州高専同窓会(雄志会)小規模同窓会支援規程

第1条 (目的)

本規定は、企業内同窓会、クラス同窓会、クラブ同窓会、地域同窓会などの小規模同窓会の開催に対し、助成金を交付するなどの支援を行うことで、「北九州工業高等専門学校同窓会会則」第2条の規定に明記されている「会員相互の交流の機会を設け親睦と人格向上を図る」ことについて実践していくことを第1の目的とする。第2の目的としては、助成金交付に合わせて同窓会メール会員の拡大を図る。

第2条 (運用条件)

小規模同窓会を行う団体(グループ)が支援を受けられる条件は、北九州高専同窓会会員が最低5名以上の参加とする。

また、小規模同窓会を行う団体(グループ)が支援を受けられる回数の限度は、原則として同一年度内で2回までとする。但し、会長が特別な事情・条件があると認める場合は、この限りではない。

なお、企業内同窓会や地域同窓会などの場合、北九州高専同窓会会員が5名以上参加したうえで、他の高専出身者などが参加する場合も助成金対象の小規模同窓会とする。但し、その場合の助成対象は、北九州高専同窓会会員のみとする。

第3条 (事前申請手続き)

支援を希望する団体(グループ)は、開催前に同窓会 HP にある開催前申請書に必要事項を記入し提出 (Eメール) する。但し、事前申請を失念していた場合には第4条 (事後申請手続き) を行う。

なお、参加者全員が「北九州高専同窓会メール会員登録(※1)」へ登録済、若しくは今後登録予定であることが必須である。 (※1)メール会員登録は同窓会 HP で常時入力可能。

第4条 (事後申請手続き)

小規模同窓会の開催後は、同窓会 HP にある開催後申請書に必要事項を記入するとともに、その会の集合写真と開催主旨や感想コメントなども併せて同窓会事務局へ提出 (Eメール) する。

第5条 (支援の内容)

支援の金額は、1人1回当たり1,000円とする。

第6条 (公表・紹介)

本規定に基づいて支援を受けた小規模同窓会は、同窓会 HP のトピックスで公表・紹介する。

それにより、北九州高専同窓会の親睦の輪が拡大していくこととなり、如いては同窓会会員相互の交流促進や親睦がより一層図られることが期待できる。

付則

- 1 この規程は、令和6年7月1日から施行する